









2003-2012 10 年間の歩み















- ウッドマイルズ研究会 10 年間の歩み -

INDEX

【はじめに】	
ウッドマイルズ研究会発足時のこと	0
山側から町側の運動へ	0
ウッドマイルズ研究会の 10 年、概要と展望	0
【ウッドマイルズ研究会 10 年間の活動】	
2003年度~2012年度	0
【ウッドマイルズの主な利活用事例】	
京都府木材認証制度(ウッドマイレージ CO2 認証制度)	2
屋久島町ウッドマイレージ CO2 認証制度	2
木材生産の環境貢献の見える化	3
東京/森の木の家プロジェクト2	3
ウッドマイルズレポート 新産グループ	3
ウッドマイルズレポート 北海道下川町	3
大型木造建築物のウッドマイレージ CO2	3
【資料編】	
木材調達チェックブック	4
ウッドマイルズ研究会 調査研究一覧	8
ウッドマイルズ 掲載紙一覧	8
ウッドマイルズ研究会 組織概要	9

ウッドマイルズ研究会発足時のこと

ウッドマイルズ研究会を生み出した母体は岐阜県立森林アカデミーの木造建築スタジオである。 その当時のことを少し述べておきたい。

このアカデミーが開校するのは2001年4月のことだが、開学の準備はその数年前から始まっていた。学校設立のお手伝いを頼まれていた私は、どんな学校にしたらよいのか、いろいろと思いを巡らせていたものである。時期的には「近くの山の木で家をつくる運動」が盛り上がっていたころのことだ。もともとこの運動は日本の森林・林業を憂える建築家の皆さんのイニシアティブで始まったものだが、いつの間にか私もこの渦の中に巻き込まれていた。

「近山」運動の狙いは何であったか。主唱者の一人、小池一三さんの言を借りれば「山と町と人と資源を、家づくりを通して、つなぎ、結び、互いが理解を深め、健全な山を取り戻す」ことだという。われわれのアカデミーも、木の国の岐阜県で、木材流通の上流と下流、山と町の連携に一役買うことができれば、本当に素晴らしいことだ。この学校の名称からも推察されるように、教育の中心は「森づくり」であるが、私はこれと並ぶ太い柱として木による「家づくり」を据えた。というのも大学や高校における建築関係の専門教育の中で、木造建築についての本格的な講義が非常に少ないという現状認識があったからである。他方、林学科や林産学科は伝統的に木造建築までは含めていなかった。教育の現場でも川上と川下の断絶があったと言っていい。

アカデミーのこうした期待を担って発足したのが、三澤文子さんが主宰する木造建築スタジオである。その一期生の一人が滝口泰弘さんで、ウッドマイルズの考え方を建築設計に取り込むことを卒業研究の課題としていた。やがてウッドマイルズの提唱者である藤原敬さんの呼びかけにより、研究会発足の機運が一気に盛り上がったように思う。私が会長に祭り上げられたのは、たまたまアカデミーの学長を務めていたからであろう。

私の意識としては、ウッドマイルズは「近山」運動の延長線上にあった。家づくりの現場から山までの物理的な距離を表す客観的な指標がウッドマイルズであるからである。残念なことに NPO 法人「緑の列島ネットワーク」が進める「近山」運動は、全国的なネットワークをつくるという目標を達成しないままに、立ち消えになってしまった。しかしその精神は全国の各地で受け継がれている。ウッドマイルズ研究会もその正当な継承者の一つであることは間違いない。

「近山」運動にはさまざまな人たちが参加して、活発な論議が交わされていた。傾聴に値する論議も少なくなかった。そうした記憶は年とともに薄れてきているが、幸いなことに『近くの山の木で家をつくる運動宣言』(農文協、2001年10月刊)が残されている。当時の多様な論議を踏まえて小池さんがまとめたものだ。「近山」運動の理念をこれほど要領よく、包括的にまとめた書物はほかに見当たらない。本研究会の若い人たちには、ぜひとも読んでいただきたいと思う。「ウッドマイルズ」の原点がここにあるからである。



ウッドマイルズ研究会 前会長 熊崎実 (一般社団法人日本木質ペレット協会 会長)

川側から町側の運動へ

発足時から顧問の立場でウッドマイルズ研究会に参加してきたが、2008 年から研究会の会長を引き受けることになった。当時、熊崎前会長から、ウッドマイルズ研究会は私のような山側の人間ではなく町側の人達が主導すべき運動であるので是非お願いしたいと依頼された。地域材や国産材の低迷は山側にもそれなりの責任があるはずで、木材供給者が地域材の使用を強要すべきではないということであった。

私自身、今から20数年前の1982年、雑誌「新建築」に『民家型構法の家』と名付けた最初の住宅を発表し、「今日の混迷した木造住宅業界、木材業界の抜本的改善を図る切り札として、新木造住宅構法『民家型構法』を構想し、提案したい。そして、この『民家型構法の家』をこれからのわが国の木造住宅の一般解として広く普及させたい。」と当時の「木」に対する私の熱い思いを書き記した。その後、その思いを実現すべく、『民家型構法の家』の継続的な実作を通して、様々な木造技術開発に挑戦する一方、川上、川下の合理的連携を可能とする望ましい住宅生産、供給体制のあり方を探り続けてきた。そして、2002年には私たちの活動の成果を総括する意味で、1)森林保全と資源の循環利用に資する(資源管理)、2)自然素材によって構成される(健康住宅)、3)丈夫で長持ちする社会資産として維持される(長寿命)、4)合理的な生産技術と体制により建設される(安定供給、適正価格)、5)風土や歴史を尊重しつつ新しい文化を創造する(地域環境)、という5つの項目からなる、わが国の木造住宅づくりのための「木造住宅建築憲章」を発表した。

町側の木造住宅建築に求められることは実に多様である。ウッドマイルズは当初、各自治体の地域材普及パンフレットや京都府のような木材認証制度への応用など、主に山側からの地域材利用推進策として広がりを見せたが、その後、設計者や工務店といった町側の会員が増えるにつれ、森林の環境保全に貢献したいという住まい手の思いや、木材の品質管理、安定供給、適正価格を求める木造建築のつくり手の要求などに応じて、持続可能な森林経営、木材流通の信頼性、強度や含水率に代表される木材の品質管理など、研究会が取り扱うテーマも多様化していった。2010年にはウッドマイルズ研究会版「木材調達チェックブック」の作成を通じて、産地、流通、省エネ、品質、長寿命という5つのモノサシを使って木材調達をチェックするという提案に至ったのは、地域材を取り扱う町側の運動として必然的なことでもあった。

研究会の今後の活動方針について関係者による活発な議論を行っていきたいが、住宅性能表示制度や耐震基準、省エネルギー基準の将来的な義務化など、定量的な基準が次々に登場している木造住宅建築において、今後はより定性的な思想や価値観が求められるのではないかと思っている。地域材の利用推進においても、環境負荷といった定量的な指標に加えて、誰もが納得する定性的な思想や価値観を見出すべきであり、ウッドマイルズ研究会もその一翼を担っていけないかと考えている。



ウッドマイルズ研究会 会長 藤本昌也 (株式会社現代計画研究所 代表取締役会長)

ウッドマイルズ研究会の 10 年、概要と展望

(ウッドマイルズ研究会 活動概要年表)

	研究会の活動	木材利用政策・建築物や木材の 環境貢献の見える化の動向	国際環境問題の動向
2000		2000.2 速水林業FSC森林認証取得 2000.10 檮原町森林組合FSC森林認証取得	
2001		2001.4 CASBEE委員会発足 2001.9 森林林業基本法成立	
2002	2002.8 ウッドマイルズと地域材利用住宅 (木材情報に掲載)	2002.4 建築環境総合性能評価システム CASBEE新築作成 2002.8 緑の循環認証制度SGEC概要公表	
2003	2003.3 北海道森づくり計画(ウッドマイルズを記載) 2003.6.12 ウッドマイルズ研究会設立 2003.9 住宅ウッドマイルズ関係指標算出マニュアル Ver.2003(日本語暫定版)公表	緑の循環認証制度SGEC発足	
2004	2004.6 「ウッドマイルズCO2を組み込んだ京都府産材認証制度」第一回検討委員会 2004.7 ウッドマイルズ研究会京都セミナー 2004.8 京都府山田知事が顧問就任 2004.9 環境経済・政策学会 2004 年大会の報告「地域材利用推進政策と木材の輸送過程のエネルギーーウッドマイルズ指標を使った政策の評価」 2004.12 「建築物ウッドマイルズ関係指標算出マニュアル Ver2005案公表(バブコメ版) 「ウッドマイレージCO2」を組み込んだ京都府産木材認証制度スタート知事の記者会見		
2005	2005.2 ウッドマイルズ関連指標算出技術者認定制度発足 2005.6 建築物ウッドマイルズ関連指標算出マニュアル Ver.2005策定公表 2005.7 ウッドマイルズ地域材セミナーin京都 2005.8 第三回建築材料国際会議ConMat05 (パンクーパー)でウッドマイルズ報告 2005.9 サクテイナブル建築世界大会 (東京大会SB05tokyo)で報告 2005.11 第一回ウッドマイルズ算出技術者講習会	図るとともに、森林所有者の収益性を向上させる	2005.2 京都議定書発効 2005.7 グレーンイーグルス (8サミット (違法伐採対策合意) 2005.11 気候変動枠組み条約COP11 モントリオール会合、 関連会合でウッドマイルズが 議論
2006	2006.6 ウッドマイルズ入門セミナー 2006 in 名古屋 長久手町平成こども塾レポートなど 2006.7 ウッドマイルズセミナー in シドニー イアン・フライ 対談 (ツバル国環境省 国際環境アドバイザー) 2006.12 CASBEEに対して地域材定義の提案	2006.2 林野庁合法性等証明のガイドライン 2006.4 グリーン購入法合法木材記載	2006.5 生物多様性条約COP8

	研究会の活動	木材利用政策・建築物や木材の 環境貢献の見える化の動向	国際環境問題の動向
2007	2007.2 朝日新聞(名古屋版)タ刊1面にウッドマイルズ 2007.3 「ウッドマイルズ地元の木を選ぶこれだけの理由」 出版 同出版記念セミナー開催 2007.6 ウッドマイルズレポートモニター事業実施 ウッドマイルズフォーラムinつくば 北海道知事顧問就任	2007.9 CASBEE住まい暫定版作成	2007.12 気候変動枠組み 条約COP13バリ会合
2008	2008.2 ストップ温暖化大作戦CO2削減「一村一品プロジェクト」京都府北桑田高校森林リサーチ科の「地元の木を使って「ウッドマイレージ」を減らそう!」最優秀賞2008.6 第10回木質構造国際会議(WCTE2008)宮崎で報告2008.7 ウッドマイルズ算出規程改訂ウッドマイルズフォーラムin東京~木材に環境指標の連係統合目指して2008.12ウッドマイルズセミナー2008in京都~環境指標と家づくりで地域の木を生かす	2008.6 福田ビジョン「低炭素社会にむけて」 環境負荷の見える化提案 2008.9 木材利用に係る環境貢献度の「見える化」検討会 (第一回) 2008.10 カーボンフットプリント制度指針案 2008.11 ポスト京都議定書における「伐採木材製品の取り 扱い、(円卓会議による提言書) 2008.12 オフセット・クレジット(J-VER)制度における森林 吸収クレジットの認証基準(案)	2008.7 北海道洞爺湖G8サミット
2009	2009.6 ウッドマイルズフォーラム2009 ~森林·木材·家づくり、持続可能な循環を目指して2009.9 ウッドマイルズセミナー2009in京都 ~「環境」と「品質」の総合力による地域材普及戦略を考える	2009.2 木材利用に係る環境貢献度の定量的評価手法について(中間とりまとめ)」 2009.3 「カーボンフットプリント制度の在り方(指針)」、「商品種別算定基準(PCR)策定基準公表 2009.5 平成21年度(第1回)長期優良住宅先導的モデル事業	2009.12 気候変動枠組み条約COP15 コペンハーゲン会合
2010	2010.1 「新潟県税制調査会」設立知事会見 検討例として「ウッドマイレージCO2への課税」 2010.6 ウッドマイルズフォーラム2010 〜地球環境時代の今、どのような木材調達基準をつ くるべきか 2010.9 ウッドマイルズセミナー2010in京都 〜環境、品質、多面的な地域材認証基準づくりを目 指して	2010.1 国交省「地域材活用木造住宅振興事業」 公募開始 2010.5 公共建築物等における木材の利用の促進に関す る法律成立 2010.12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律成立	2010.11 生物多様性条約COP10 名古屋会合
2011	2011.4 「木材調達ハンドブック」の暫定版を公表 2011.7 ウッドマイルズフォーラム2011 ~ 木造仮設建築物の支援活動から、地域の森林・ 木材・建築を考える 2011.10 ウッドマイルズセミナー2011 ~5つのモノサシを用いて、木材の調達を多面的に チェックする	2011.1 木材木製品のPCR原案公表 2011.2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律基本方 第個屋内での他の木材を使用した長期優良住 宅の普及に配慮) 2011.3 木材・木材製品のカーボンフットプリント算定基準 (PCR) 2011.4 改正森林法成立 2011.5 改訂された住生活基本計画 2011.7 森林林業基本計画改定 2011.10 カーボンフットプリント算出基準(PCR)の改訂版	
2012	2012.6 リオ+20関連フォーラムで報告 2012.8 ウッドマイルズフォーラム2012 〜日本の森林の今を学ぶ	2012.12 都市の低炭素化の促進に関する法律	2012.6 リオ+20 2012.12 気候変動枠組み条約COP18 伐採木材製品の取り扱い
2013	2013.3 第一回木材利用拡大京都大会 (研究会主催) 2013.6 ウッドマイルズフォーラム2013 (ウッドマイルズ研究会発足10周年記念)	2013.3 木材利用ポイント事業実施方針	

1. はじめに

ウッドマイルズ研究会は、「人と地球に優しい」木材を「消費者が自信を持って選択するための手助けとして、木材の産地から消費地までの距離(ウッドマイルズ)についての様々な情報を提供し」それを主軸に「情報発信・蓄積、調査・研究、および交流の場となって、循環型社会の構築を目指した普及・啓発活動を行っていく」(設立趣意書)として 2003 年に設立された。それ以来、産官学民の関係者により①ウッドマイルズ関連指標およびツールの開発、②ウッドマイルズの普及およびネットワークの形成、③関連する情報の収集及び研究、の3つの分野の活動に取り組んできた。他方でこの10年間木材利用を巡っては、公共建築物の木材材利用促進法が成立するなど、大きな進展があった。研究会の10周年の機会に、その10年の活動を上記3つの分野に分けて振り返り、新たな状況の中でのウッドマイルズ研究と普及の意義について検討します。

2. 10年間の研究会の活動

(1) ウッドマイルズ関連指標およびツールの開発

「木材の産地から消費地までの距離(ウッドマイルズ)に関する指標の開発」は当団体の目的そのものにかかわる分野であるが、2004年10月に「ウッドマイルズ関連指標算出マニュアル Ver.2003(日本版暫定案))」を公表して以来、数度にわたる改定を行い、2008年8月に現在の版を公表している¹。①基本となる「ウッドマイレージ」(使用された木材の量(材積)に、その木材が運ばれた実際の輸送距離を乗じたもの:単位 m3・km)の他に、②輸送過程の環境負荷を示す「ウッドマイレージ CO2」(上記過程で排出される二酸化炭素の量:単位kg-CO2)、③資源の地域循環を表す「ウッドマイレージ L」(使用された木材の量(材積)に、産地と最終消費地の直線距離を掛け合わせたもの:単位 m3・km)、④トレーサビリティを示す「流通把握度」(使用木材のうち産地から消費地までの流通過程が確実に分かっている部分の割合:単位%)の四つの指数を提案している。

「二酸化炭素排出原単位」など鍵となるデータは、会員内外の専門家の協力を得て整備され 「数値を比較するなどの場合、関係者の理解が得られるように厳密で再現性があること」(マニュアル第二条)という要件を満たすともに、セミナーの中で利用者に意見を聞きながら「一定の努力と熱意があれば算出可能な簡便性をもつこと」(同上)という要件も満たすものになっている。

(2) ウッドマイルズの普及およびネットワークの形成

ア 工務店、住宅メーカー等に対する普及

上記の指標の想定するユーザーの一つは自社の作る住宅の環境性能をわかりやすく住まい手に示すことに関心のある住宅メーカー・工務店である。研究会ではウッドマイルズ関連指標の活用事例を公表するとともに、より分かりやすくPRするため、ウッドマイルズレポートという冊子を提案し具体的な利用例を公表している²。近年、地域型住宅のブランド化などの施策もあって、利用する木材のトレーサビリティなどへの関心が高まっている中で、まだまだ、普及の実績が限定的であるが、飛躍的に広がっていく大きな可能性を持っていると思われる。

イ 国、都道府県行政を通じた普及

もう一つのウッドマイルズ関連指標の想定するユーザーは、自県産材の普及を図るために県産 座の認証などを進めている地方自治体である。都道府県産材の認証制度は現在全国で34あると

いわれている³。都道府県行政の森林部門が、住宅部門と連携して自県産の木材利用を進める施 策の一環として広がってきたものであるが、自県産材の普及を環境的な視点で説明するツールと して、ウッドマイルズ関連指標が役立つ。これに真っ先に取り組んだのが京都府の京都府産材ウ ッドマイレージ認証制度である。木材の合理的流通の阻害要因となる可能性を指摘されている行 政区界⁴であるが、必ずしも自県産材に限らず隣接県との連携など柔軟な取り組みが必要となって いる。ここでも連携・普及のツールとなる可能性をもっているのがウッドマイルズ関連指標である。

ウ 環境の見える化運動への貢献

カーボンフットプリントは、原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまで排出される温室効果ガスの排出量を CO2 に換算して、「見える化」(表示) する仕組みで、2009 年度から国の CFP 試行事業により商品別の算出基準 PCR が作成され普及が行われ、木材・木材製品でも検討が進められてきた。輸送過程の排出量の検討過程では先行していた研究会の成果が活用された⁵。

建築物の環境負荷をわかりやすく表示することを目的として建築環境省エネルギー機構が開発している建築物総合環境性能評価システム CASBEE では、「地域の資源の活用」という視点から「地域の山林から産出される木材資源の活用」を指標の一つとしている。「地域で産出される木材資源とは計画地が含まれる都道府県と、それに接する都道府県を範囲とする。」としているが6、研究会の意見が反映されたところです。

(3) 関連する情報の収集及び研究

ア 木材調達チェックブック

建築素材としての木材の環境指標に関心を持った建築関係者が集まる研究会では、さらに、 多岐にわたる環境指標を理解し、指標の総合的な利活用の推進を目指して、木材に関する様々な環境指標の現状を学ぶためのフォーラム・セミナーの開催や、森林~木材~家づくりの連携に 焦点を当てた先駆事例の調査等を実施し、多くの議論を重ねてきた。その活動の成果を「木材調 達チェックブック」という形でとりまとめた「。木材をたくさん使用する建築物に焦点を当て、建築物 の作り手(設計者、施工者)及び使用者(建築主、一般市民)を対象とした暫定版で、改善普及が 研究会の活動の重要な要素となっている。

イ 海外での意見交換情報収集

ウッドマイルズは日本初の情報発信であるが、2005 年8月バンクーバーで開催された国際建築材料学会(Conmat05)と同年9月に東京で開催されたサステイナブル建築国際学会(Sb05tokyo)でウッドマイルズ研究会の活動について英語での情報発信をした89。建築材料としての木材のエネルギーによる評価としてのウッドマイルズとウッドマイルズ研究会の活動を紹介したものである。その直後 2005 年 11 月にモントリオールで開催された気候変動枠組み条約の第 11 回締約国会合(COP11)の一連の会合の中で、伐採後の木材の吸収源としての評価に関しウッドマイルズ研究会の活動について議論がされる10など反響があった。

3. 木材利用拡大を巡る動向とウッドマイルズ

(1) 木材利用促進に向けた政策とその背景

2010年7月に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が農林水産省と国土交通省両省の所管によるものとして成立したことに象徴されるように、この間の10年間で木材利用促

進が政府全体の施策の重点事項として位置づけられるようになったのは大きな変化であった(政権交代にもかかわらず全会一致で法案成立)。この流れにそって、木造公共建築物への助成¹¹、木造長期優良住宅への支援¹²が国の施策として行われ、2013 年には「地域材を活用した木造住宅の新築、内装・外装の木質化、木材製品等の購入の際に、木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産物等との交換等を行う木材利用ポイント事業」が実施されることとなった。

これらの予算措置の根拠は、地域材をキーワードにして、①国内の森林の成熟により森林整備について森林造成から木材の利用に重点が移行したこと、②地球温暖化防止、循環社会の形成というグローバルな課題への木材利用の認識の拡大の二つの面がある¹³。

(2) 地域材の利用とその条件

森林整備や温暖化対策など環境への貢献と結びつけて木材利用拡大を施策とする場合、市場に流通する木材の全てが対象とならないという課題が発生する。木材利用ポイント事業ではポイント付与の対象は「対象地域材」という一定のトレーサビリティが確保された木材に限定されている14。違法伐採問題などを背景として、環境と木材をリンクさせる場合の留意事項であるが、市場でどのように判別するか、木材利用が進む中で関心を広げてきた消費者や建築関係者にとってはちょっとしたハードルとなる。遠距離にわたる木材流通改訂全般にわたってこの課題に対応するためには、FSCやPEFCなど第三者が認証した業者のネットワーク(CoC)による連鎖や、合法性が証明された木材の業界団体認定事業者による連鎖など、10年間に市場で蓄積された情報提供の仕組みができてきた。しかしながら、コストや信頼性について議論のあるところである。

(3) 木材の環境指標とウッドマイルズの役割

森林と消費者の距離を短くというウッドマイルズの考え方は、木材の環境性能を明確にするうえで二つのポイントがある。一つは生産地が近距離であれば、消費者が生産地点の環境負荷の程度を自然に認識することができ、あえて大がかりな CoC などの仕組みをコストをかけて導入する必要がないことである。もう一つは、輸送手段は化石資源に依存する程度が高いため、木材のようにかさばるものの輸送には二酸化炭素の排出が環境負荷として問題になることである。環境に貢献する木材の利用を進める場合に、森林と消費者の距離を縮めるウッドマイルズが大きな役割を果たす可能性を持っている。

4. 終わりに

新しい時代の流れの中で、あらためて、ウッドマイルズが提起する問題の重要性を再認識しているところであるが、これをキーワードとして木材の環境性能をさらに豊かに伝達していく仕組みを多くの皆さんとともに作っていく作業の一端を担っていきたいと考えている。



ウッドマイルズ研究会 代表運営委員 藤原敬 (社団法人全国木材組合連合会 常務理事) 1 ウッドマイルズ関連指標算出マニュアル Ver.2008-01

http://woodmiles.net/cgi-2008/cgi-manual/data/upfile/6-1.pdf

² ウッドマイルズ研究会 HP 各地の利活用事(関連指標の算出)

http://woodmiles.net/cgi-2008/cgi-jirei-s/gallery.cgi

ウッドマイルズ研究会 HP 各地の利活用事例(ウッドマイルズレポートの編集・発行)

http://woodmiles.net/cgi-2008/cgi-jirei-j/gallery.cgi

- 3 木材建材ウィークリーNo.1896 地域材認証制度特集
- 4 木材建材ウィークリーNo. 1897 地域材認証の功罪—阻害要因ともなる行政区界
- ⁵ "木材・木質材料"原案(ドラフト)Product Category Rule of "Wood, Wood Materials"(PCR 番号: PA-XX-XX)2010.12

意見公募版

http://www.cfp-japan.jp/common/pdf_opinion/000082/12922056461.pdf

6 CASBEE すまい戸建<暫定版>によせて(その2)(2007/9/16)2 地域の山林から産出される木材 資源の活用産出される木材資源の活用

出される木材資源の活用

http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kokunai/CASBEEzen2/CASBEEzen2.htm

7 木材調達チェックブック (建築物に使用される木材製品:vol.01)。①産地:森林の持続可能性、②流通:流通経路の透明性・信頼性、③省エネルギー:木材生産の環境負荷削減④基本的な品質:木材の強度・乾燥、⑤長寿命:木材の長期利用の五つの提案をしている。

http://woodmiles.net/cgi-2008/cgi-event/gallery.cgi?no=43

- ⁸ Takashi FUJIWARA Hideshi NODA ,Takuya SHIMASE,Satoshi TACHIBANA, Takuya TAKAHASHI, Evaluation of timber as building materials on energy issue and the Woodmiles: the background and the development of the Woodmiles Forum in Japan" Conmat05
- ⁹ T. Fujiwara, Enery consumption through timber transportation and the woodmiles: the possibilities of the woodmiles indexes for evaluation of building, Sb05tokyo
- 10 11 月 30 日の非公式会合でツバル国の国連代表部顧問イアンフライ氏(Ian William Fry, International Environment Advisor, Permanent Mission of Tuvalu to the United Nations: (伐採後の木材問題 Harvested wood products に関連し)「各国で計測されるであろう木材ストックのうち、遠距離をかけて輸送されたものがあるが、日本でウッドマイルズという考え方が提唱されており、単純に計測すると問題がある」といった趣旨の発言

気候変動条約会合の中のウッドマイルズ(2006/2/12)

 $http://homepage 2.nifty.com/fujiwara_studyroom/energy/woodmile/WMinfccc/WMinfccc.htm$

- 11 林野庁、都道府県「森林整備加速化・林業再生基金」など
- 12 国土交通省平成 24 年度から「地域型住宅ブランド化事業」など
- 13 木材利用ポイント事業の概要について http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/130308.html「地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止、循環型社会の形成等に貢献することから、国産材その他の木材の利用促進を図ることが重要です。」
- 14 対象地域材:1)及び2)のいずれも満たすもの
- 1) 以下のア〜ウのいずれかの木材 (産地等が証明される木材)
- ア 都道府県等により産地が証明されるもの
- イ 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
- ウ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁) に基づき合法性が 証明されるもの
- 2) 資源量が増加しているものして、あらかじめ定める樹種又は事業目的に照らし適切と認められる樹種であること(対象地域材が使用されることを通じ、地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの。) スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ